

議第140号

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の制定について

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に
関する条例を次のように制定する。

平成24年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業（第3条～第
8条）

第3章 指定地域密着型サービスの事業（第9条～第16条）

第4章 指定介護老人福祉施設（第17条～第22条）

第5章 介護老人保健施設（第23条～第26条）

第6章 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業（第
27条～第32条）

第7章 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第33条～第38条）

第8章 指定介護療養型医療施設（第39条～第42条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は，介護保険法（以下「法」という。）及び介護サービス
の基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第

72号) 第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)の規定に基づき、事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び旧介護保険法において使用する用語の例による。

第2章 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業

(申請者に係る要件)

第3条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、京都市暴力団排除条例(以下「暴排条例」という。)第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第4条 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスを提供する事業者(以下「指定居宅サービス等事業者」という。)は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所の管理者及びこれらの事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の支配を受けてはならない。

（記録の保存期間）

第6条 指定居宅サービス等事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この章において「省令」という。）第39条第2項各号（省令第43条において準用する場合を含む。）、第53条の2第2項各号（省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項各号、第82条の2第2項各号、第90条の2第2項各号、第104条の2第2項各号（省令第109条において準用する場合を含む。）、第105条の18第2項各号、第118条の2第2項各号、第139条の2第2項各号（省令第140条の13及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項各号（省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項各号、第192条の11第2項各号、第204条の2第2項各号（省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項各号に掲げる記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（食費の受領）

第7条 指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う者をいう。）、指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う者をいう。）及び基準該当短期入所生活介護事業者（基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービスの事業を行う者をいう。）が、食事の提供に要する費用又は厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号。以下「告示」という。）の規定に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を利用者から受領するときは、1食を単位として受領しなければならない。ただし、経管栄養（口から食事を

取ることが不可能又は困難である者に対し、チューブを用いて栄養剤又は流動食を胃、腸等に直接注入する方法をいう。以下同じ。)による場合その他の1食を単位としてその費用を設定することが困難である場合は、この限りでない。

(その他の基準)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、法第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令で定める基準(特定記録の保存期間に係る基準を除く。)とする。

第3章 指定地域密着型サービスの事業

(入所定員)

第9条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

(申請者に係る要件)

第10条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合及び法第78条の14第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第11条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者又は入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の管理者及び当該事業の利用者又は入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行

し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第13条 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この章において「省令」という。）第3条の40第2項各号，第17条第2項各号，第60条第2項各号，第87条第2項各号，第107条第2項各号，第128条第2項各号，第156条第2項各号（省令第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項各号に掲げる記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数)

第14条 省令第93条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所は共同生活住居を有するものとし、その数は、1から3までとする。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の床面積等)

第15条 省令第160条第1項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室1室当たりの床面積等の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 13.2平方メートル以上（入居者へのサービスの提供上、居室の定員を2人とする必要があると認められる場合にあつては、21.3平方メートル以上）とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、ユニットに属さない居室を改修して整備した居室（入居者同士の視線の遮断の確保ができている場合にあつては、居室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）については、10.65平方メートル以上（入居者へのサービスの提供上、居室の定員を2人とする必要があると認められる場合にあつては、21.3平方メートル以上）とすること。

(その他の基準)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準（特定記録の保存期間に係る基準、省令第93条第1項に定める基準及び省令第160条第1項に定める一の居室の床面積等に係る基準を除く。）とする。

第4章 指定介護老人福祉施設

(入所定員)

第17条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第18条 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第19条 指定介護老人福祉施設の管理者及び指定介護老人福祉施設の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第20条 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下この章において「省令」という。）第37条第2項各号（省令第49条において準用する場合を含む。）に掲げる記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の居室の床面積等)

第21条 省令第40条第1項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設の居室1室当たりの床面積等の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 13.2平方メートル以上（入居者へのサービスの提供上、居室の定員を2人とする必要があると認められる場合にあつては、21.3平方メートル以上）とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、ユニットに属さない居室を改修して整備した居室（入居者同士の視線の遮断の確保ができている場合にあつては、居室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）については、10.65平方メートル以上（入居者へのサービスの提供上、居室の面積を2人とする必要があると認められる場合にあつては、21.3平方メートル以上）とすること。

(その他の基準)

第22条 第18条から前条までに定めるもののほか、法第88条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準（特定記録の保存期間に係る基準及び省令第40条第1項に定める一の居室の床面積等に係る基準を除く。）とする。

第5章 介護老人保健施設

(人権の擁護及び虐待の防止)

第23条 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第24条 介護老人保健施設の管理者及び介護老人保健施設の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であつてはならない。

2 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第25条 介護老人保健施設は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下この章において「省令」という。）第38条第2項各号（省令第50条において準用する場合を含む。）に掲げる記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他の基準)

第26条 前3条に定めるもののほか、法第97条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準（特定記録の保存期間に係る基準を除く。）とする。

第6章 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業

(申請者に係る要件)

第27条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第28条 指定介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスを提供する事業者（以下「指定介護予防サービス等事業者」という。）は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第29条 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業を行う

事業所の管理者及びこれらの事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第30条 指定介護予防サービス等事業者は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この章において「省令」という。）第37条第2項各号（省令第45条において準用する場合を含む。）、第54条第2項各号（省令第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項各号、第83条第2項各号、第92条第2項各号、第106条第2項各号（省令第115条において準用する場合を含む。）、第122条第2項各号、第141条第2項各号（省令第159条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項各号（省令第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項各号、第261条第2項各号、第275条第2項各号（省令第280条において準用する場合を含む。）及び第288条第2項各号に掲げる記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(食費の受領)

第31条 指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行う者をいう。）、指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行う者をいう。）及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者（基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービスの事業を行う者をいう。）が、食事の

提供に要する費用又は告示の規定に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を利用者から受領するときは、1食を単位として受領しなければならない。ただし、経管栄養による場合その他の1食を単位としてその費用を設定することが困難である場合は、この限りでない。

(その他の基準)

第32条 第28条から前条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準（特定記録の保存期間に係る基準を除く。）とする。

第7章 指定地域密着型介護予防サービスの事業

(申請者に係る要件)

第33条 法第115条の12第2項第1号（法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第34条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第35条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の管理者及び当該事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第36条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この章において「省令」という。）第40条第2項各号、第63条第2項各号及び第84条第2項各号に掲げる記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数)

第37条 省令第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は共同生活住居を有するものとし、その数は、1から3までとする。

(その他の基準)

第38条 第34条から前条までに定めるもののほか、法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準（特定記録の保存期間に係る基準及び省令第73条第1項に定める基準を除く。）とする。

第8章 指定介護療養型医療施設

(人権の擁護及び虐待の防止)

第39条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第40条 指定介護療養型医療施設の管理者及び指定介護療養型医療施設の入院患者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位に

ある従業者は、暴力団員であってはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(記録の保存期間)

第41条 指定介護療養型医療施設は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下この章において「省令」という。）第36条第2項各号（省令第50条において準用する場合を含む。）に掲げる記録（以下この章において「特定記録」という。）については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他の基準)

第42条 前3条に定めるもののほか、旧介護保険法第110条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準（特定記録の保存期間に係る基準を除く。）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条、第13条、第20条、第25条、第30条、第36条及び第41条に規定する記録であって、平成23年3月31日までに完結したものについては、これらの規定にかかわらず、その保存期間は2年間とする。

(関係省令の規定の引用に関する経過措置)

- 3 第8条、第16条、第22条、第26条、第32条、第38条及び第42条の規定の適用に関する経過措置は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、

介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準，指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準，指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準（以下「関係省令」という。）並びに関係省令の全部又は一部を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

- 4 本市は，第8条，第16条，第22条，第26条，第32条，第38条及び第42条の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは，速やかに，これらの条の規定の改正の要否を検討し，その結果に基づき，本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

(関係条例の一部改正)

- 5 京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の2 指定地域密着型サービス等の事業の設備及び運営に関する基準（第3条の2）」を削る。

第2章の2を削る。

提案理由

介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等を定める必要があるので提案する。